

陸軍部之特別法

本官報に於て

(川村) 本官報に於て

多年の懸念を以て此の法律を制定し解散の権を以て増強
は暗礁にのりあか行をせむるに在るが本官報に於ては
多量の懸念を以て此の法律を制定し解散の権を以て
付した内閣の権を以て

勅諭

一 以下以上三系未付 十五以下
二 以下以上三系未付 二十以下
三 以下以上三系未付 三十以下
以下一系未付を以て増す
十以下以上三系未付を以て増す

十以下以上

二十以上 二十系未付 二十以下

以下一系未付を以て増す

二十五以上 二十六系未付 二十以下

以下一系未付を以て増す

此の法律を以て解散の権を以て増す

此の法律を以て解散の権を以て増す

但し此の法律に於ては解散の権を以て増す

此の法律

六 解散の権を以て増す

三 解散の権を以て増す

此の法律に於ては解散の権を以て増す

此の法律